

ご存知ですか？

# 障害のある方への手当制度

**特別障害者手当**……  
〈支給額〉  
月額26,440円

20歳以上で身体または知的、精神、特定疾患などで重度の障害があり、常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。障害が重複している、日常生活の各動作に制限がある、という方が対象です。

**障害児福祉手当**……  
〈支給額〉  
月額14,380円

20歳未満で身体または知的に重度の障害があり、日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とするお子さんを対象に支給されます。

問合せ:社会福祉課 障害福祉係 TEL(43)2288

**特別児童扶養手当**……  
〈支給額〉1級(重度障害児)月額50,750円  
2級(中度障害児)月額33,800円

20歳未満で、身体または知的に中度以上の障害があるお子さんを扶養している父、もしくは母、または養育者を対象として支給されます。

問合せ:長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

**秋田県在宅心身障害児・者療育援助費**……  
〈支給額〉月額3,000円

秋田県に在住している在宅心身障害児・者を療育している方に経済的軽減を目的として支給されます。

**受給対象者** ①在宅している重度知的障害児・者で常時介護を要する人を療育している方。  
②在宅している知的障害児・者で、重度の身体障害を有する人を療育している方。  
なお、障害者年金を受給している方は除かれます。

問合せ:社会福祉課 障害福祉係 TEL(43)2288

## 〈請求手続き〉

支給要件に該当すると思われる方は、所定の診断書等が必要な場合もありますので、問い合わせ先に確認のうえ、請求の手続きをしてください。認定を受けることにより、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

## 〈手帳がなくとも……〉

これらの手当は身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障害がある方は対象となります。ただし、障害のある方が施設などに入所している場合は対象になりません。

## 〈所得制限〉

請求者、同居の扶養義務者等の所得制限があります。

※制度に支給制限がありますので、くわしくは上記の各手当の担当する係までお問い合わせください。



### ※身体障害者手帳とは…

身体に障害のある方で身体障害者福祉法で定める程度の障害を有する人が申請により取得することが出来ます。

### ※療育手帳とは…

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)に現れ日常生活に支障が生じ、何らかの援助を必要とする人が申請することにより取得することが出来ます。